

平成23年6月1日から、工事における入札・契約制度を次のとおり改正いたします。

1 同日発注の同種工事が複数ある場合の工事希望型指名競争入札における2割非指名方式の適用について

これまで、入札参加申込者が多数だった場合には2割非指名方式により入札参加者を指名し、その際には、指名減点について前週までの指名実績を基に計算してきました。

しかしながら、今後、同日発注の同種工事が複数件あった場合は、より公平に受注の機会を確保できるように、指名実績は、前週までの指名実績ではなく、直近までの指名実績を基に計算をいたします。

2割非指名方式とは・・・・・・・・

入札参加希望者が指名業者基準数を超した場合、工事成績・指名件数・受注量等を点数化して、その合計点数の序列で下位から希望者の2割に相当する業者数を非指名とするもの。

【例】前週まで指名実績が3回あり、同日執行の入札が2件の場合

区 分		指名実績となる回数	説 明	
旧	1番目に執行する入札	3回	前週までの指名実績回数を採用するため	
	2番目に執行する入札	3回		
新	1番目に執行する入札	3回	同上	
	2番目に執行する入札	1番目執行分で、指名された場合	4回	直近までの（この場合は1番目執行分）指名実績回数を採用するため
		1番目執行分で、非指名だった場合	3回	

2 少額随意契約工事における現場代理人の専任義務緩和について

これまで、工事請負契約については、全て現場代理人には常駐義務があり、当該工事に専任となる扱いとしていましたが、受注者の技術者配置の負担を軽減するため、少額随意契約（予定価格130万円以下で見積合わせをするもの）での工事請負契約分については、現場代理人の専任義務を緩和します。ただし、同一現場代理

人で請負契約を締結できる少額随意契約の件数の上限は3件とします。

【例1】 同一現場代理人の兼務が認められる場合

対象工事	少額随意契約・A工事	少額随意契約・B工事	少額随意契約・C工事
現場代理人	現場代理人・米子太郎	現場代理人・米子太郎	現場代理人・米子太郎

【例2】 同一現場代理人の兼務が認められない場合

対象工事	入札による契約・A工事	少額随意契約・B工事	少額随意契約・C工事
現場代理人	現場代理人・米子太郎	現場代理人・米子太郎	現場代理人・米子太郎

入札による工事請負契約では現場代理人には常駐義務があり、少額随意契約分を含む他の工事には従事できないため。

3 工事希望型指名競争入札における資本・人的関係間にある参加希望者の指名方法について

これまで、工事希望型指名競争入札において、同一入札で、資本・人的関係にある複数の参加希望者があった場合は、経営事項審査に係る評定値の高い1社のみを指名対象としていました。

しかしながら、今後、資本・人的関係にあっても公平に受注の機会を確保できるように、このような場合、当該関係にある参加希望者間で、2割非指名方式に採用している計算式により高い点となる1社を指名対象とします。

【例】 同一入札に、資本・人的関係にある2社が参加申込みをした場合

区分	選考方法	説明
旧	経営事項審査評定値の高い方	
新	2割非指名方式での計算式により高い方	工事成績、指名実績、受注実績等を反映させて指名対象とする。

上記選考は、資本・人的関係にある参加希望者間でのみ実施するものであり、その結果、指名対象となった1社とそれ以外の入札参加希望者を含めた業者数が指名業者基準数を超した場合には、2割非指名方式により指名業者を決定します。